

# 長崎県犯罪被害者等支援計画(仮称)素案

令和元年 月

 長 崎 県

## はじめに

犯罪等の被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その後も周囲の理解不足による精神的苦痛など二次被害に苦しめられることも少なくありません。

こうした方々が、再び平穏な生活を営むためには、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識の下に、国、県、市町等犯罪被害者等支援に関係するものが連携して、必要な支援を途切れることなく提供することが必要です。

県では、これまで、「犯罪被害者等基本法」に基づき、平成20年1月に「長崎県犯罪被害者等支援計画」、平成23年3月に「新長崎県犯罪被害者等支援計画」、平成29年3月に「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策に取り組んでまいりましたが、本県の犯罪被害者等支援の施策を総合的かつ計画的に推進し、被害の早期回復・軽減、生活の再建を図る基盤とするため、令和元年7月16日、「長崎県犯罪被害者等支援条例」を公布・施行しました。

この条例では、県全体の犯罪被害者等支援の更なる充実のため、県、市町、県民、事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を規定していますが、これらを実効あるものとするためには、条例の規定に基づく各種支援施策を着実に推進していく必要があることから、今回、新たに「長崎県犯罪被害者等支援計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進していくこととしておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

# 目 次

支援計画について	
1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の適用	1
犯罪被害の現状等について	
1 本県における事件・事故等の概況	3
(1) 刑法犯認知・検挙状況	3
(2) 交通事故の発生状況	4
(3) 凶悪犯罪の発生状況	5
(4) 配偶者間暴力及び児童虐待の発生状況	5
2 犯罪被害者等の置かれている現状	6
(1) 二次被害	6
(2) 被害の潜在化	7
基本的な考え方	
1 基本目標	8
2 基本的視点	9
3 重点課題	9
<犯罪被害者等支援に向けた施策の体系>	10
<支援のイメージ>	12
犯罪被害者等支援に向けた施策	
第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	13
第2 経済的負担の軽減への取組	19
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	22
第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	26
第5 その他	28
資料編	
1 犯罪被害者等基本法	30
2 長崎県犯罪被害者等支援条例	35
3 犯罪被害者等支援の経緯	40
4 被害回復のプロセス	48
5 相談機関一覧	59

# 支援計画について

## 1 策定の趣旨

本県の犯罪被害者等支援については、平成29年3月に策定した「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき、必要な支援を行ってきましたが、犯罪被害者等支援の更なる充実を図るためには、犯罪被害者等支援体制の充実及び犯罪被害者等が二次被害に遭うことを防止するための施策等が必要であり、また、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指す必要があります。

そこで、県では、犯罪被害者等支援の施策を総合的かつ計画的に推進し、被害の早期回復・軽減、生活の再建を図る基盤とするため、令和元年7月に「長崎県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

今回、県全体の犯罪被害者等支援の更なる充実を図るに当たり、支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第10条（犯罪被害者等の支援に関する計画）に基づき、新たに「長崎県犯罪被害者等支援計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の性格

この計画は、県として、犯罪被害者等支援の基本的な考え方を明らかにするとともに、長崎県警察・関係機関を含めた県の支援や施策等を総合的かつ体系的にまとめたものです。

## 3 計画の適用

この計画は令和元年度から令和3年度までの3年間とします。ただし、施策等の進捗状況及び犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等を考慮し、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

## 4 施策の実施状況の公表

計画により実施した施策の実施状況については、条例第12条（施策の実施状況の公表）に基づき、毎年度、県ホームページ等により公表します。

## 用語の定義

### 「犯罪等」

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。(条例第2条第1号)

- ・「犯罪」とは、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味する。なお、加害者が責任能力のない者(刑事未成年者、心神喪失者等)である場合であっても、当該行為が構成要件に該当する以上、ここにいう犯罪に含まれる。
- ・「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、「犯罪」ではないが、これに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいう。

(例) ストーカー行為に当たらないが警告の対象となるようなつきまとい等(ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条及び第4条)

身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条)

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心的外傷を与える言動を行うこと等(児童虐待の防止等に関する法律第2条)

### 「犯罪被害者等」

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。(条例第2条第2号)

- ・「犯罪等により害を被った者」とは、「犯罪等」により害を被った者をいう。
- ・「家族又は遺族」とは、「犯罪等」により害を被った者の家族又は遺族をいい、これに該当するかどうかは、害を被った者との間の身分、居住、生計関係等の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられる。

### 「犯罪被害者等支援」

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。(条例第2条第3号)

# 犯罪被害の現状等について

## 1 本県における事件・事故等の概況

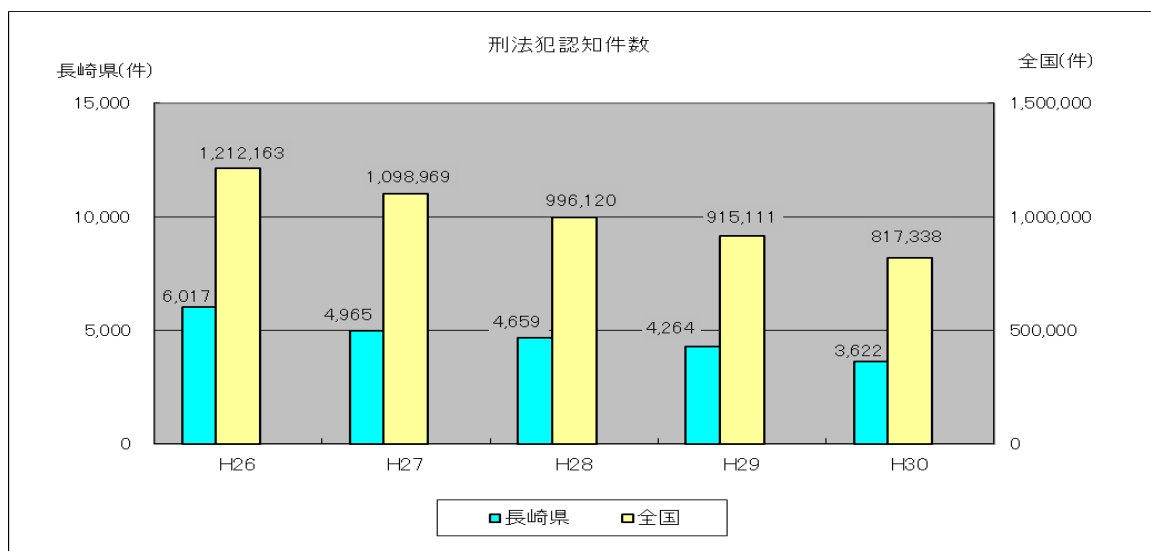
### (1) 刑法犯認知・検挙状況

本県の刑法犯認知件数は、平成15年の14,454件をピークに毎年減少を続け、平成30年には3,622件(戦後最少)で、ピーク時の25.1%に減少しています。

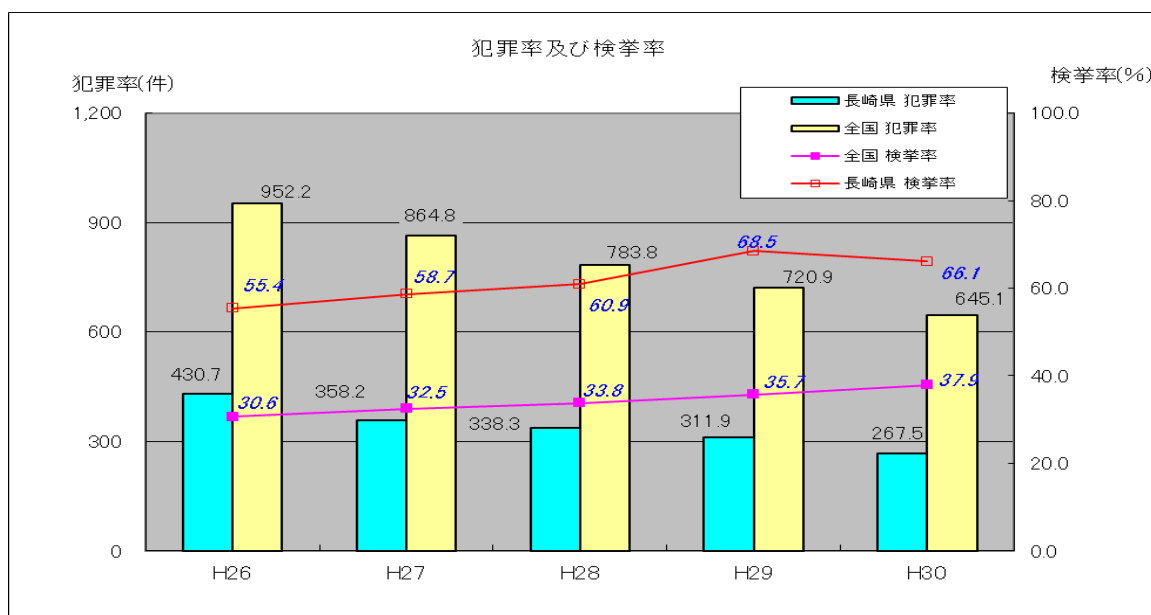
また、犯罪率(人口10万人当たりの刑法犯認知件数)についても、267.5件であり、全国平均(645.1件)を大きく下回っており、平成30年は、低い方から全国第2位となっています。

また、検挙率については、66.1%であり、全国平均(37.9%)を大きく上回っており、平成30年は、高い方から全国第4位となっています。

注) 刑法犯認知件数とは、窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害の届出、告訴、告発、その他により、警察が犯罪の発生を認知した事件数をいいます。



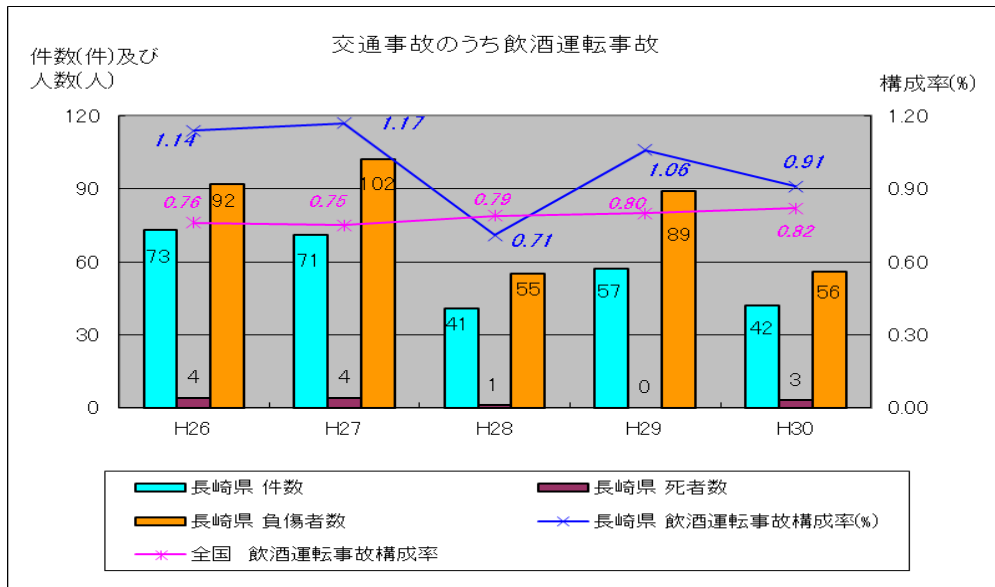
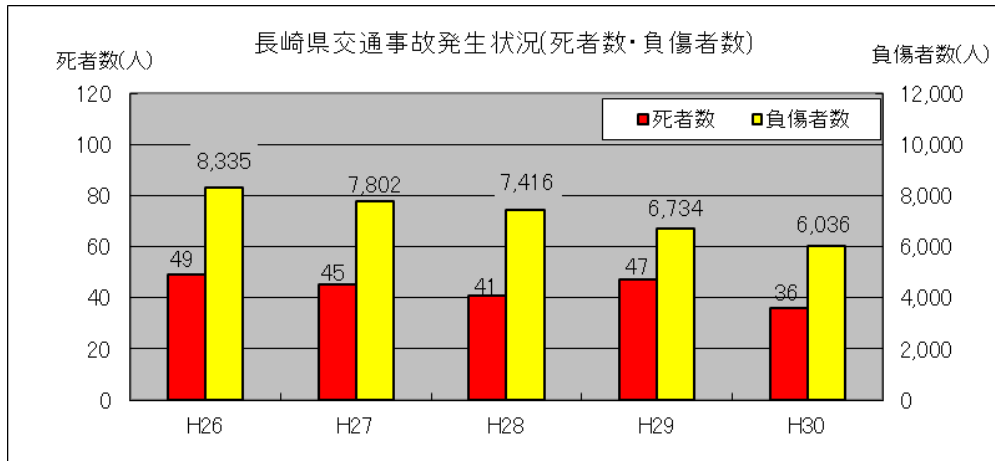
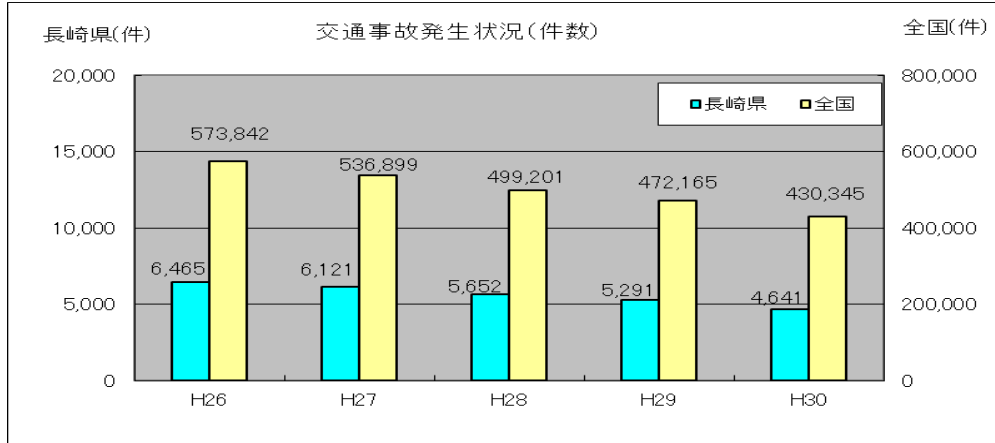
[資料] 警察庁・長崎県警察本部



[資料] 警察庁・長崎県警察本部

## (2) 交通事故の発生状況

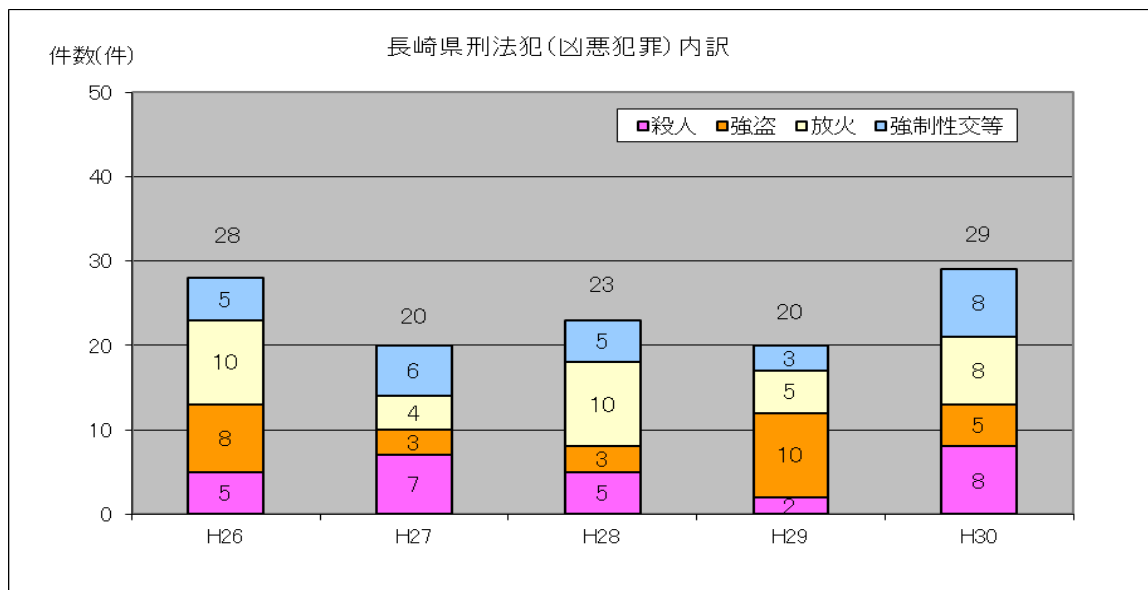
平成30年の本県における交通事故の状況は、発生件数4,641件、死者数36人、負傷者数6,036人となっています。交通事故の発生件数については、ここ数年減少していますが、飲酒運転による悪質な交通事故は後を絶たず、構成率（交通事故全体に占める飲酒運転事故の割合）は、全国平均を上回っています。



[資料] 警察庁・長崎県警察本部

### (3) 凶悪犯罪の発生状況

平成30年における凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等）の認知件数は29件（前年比+9件）で、ここ数年20件台で推移しています。



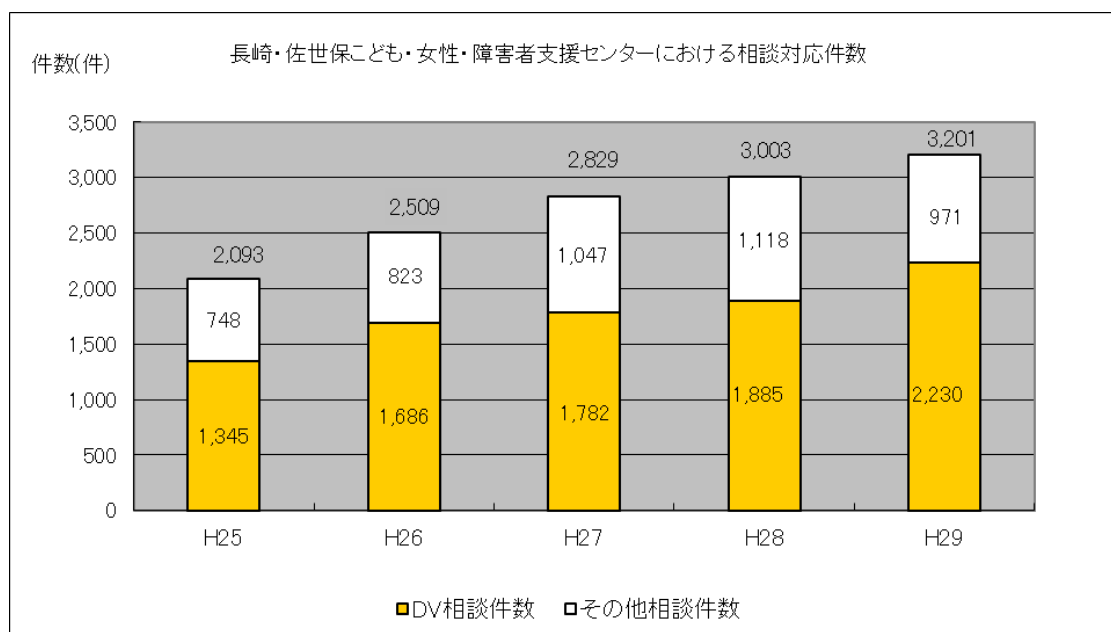
[資料] 長崎県警察本部

### (4) 配偶者間暴力及び児童虐待の発生状況

本県における平成29年度のDV相談対応件数は2,230件で、前年度に比べ18.3%の増となりました。平成25年度以降、増加傾向にあります。

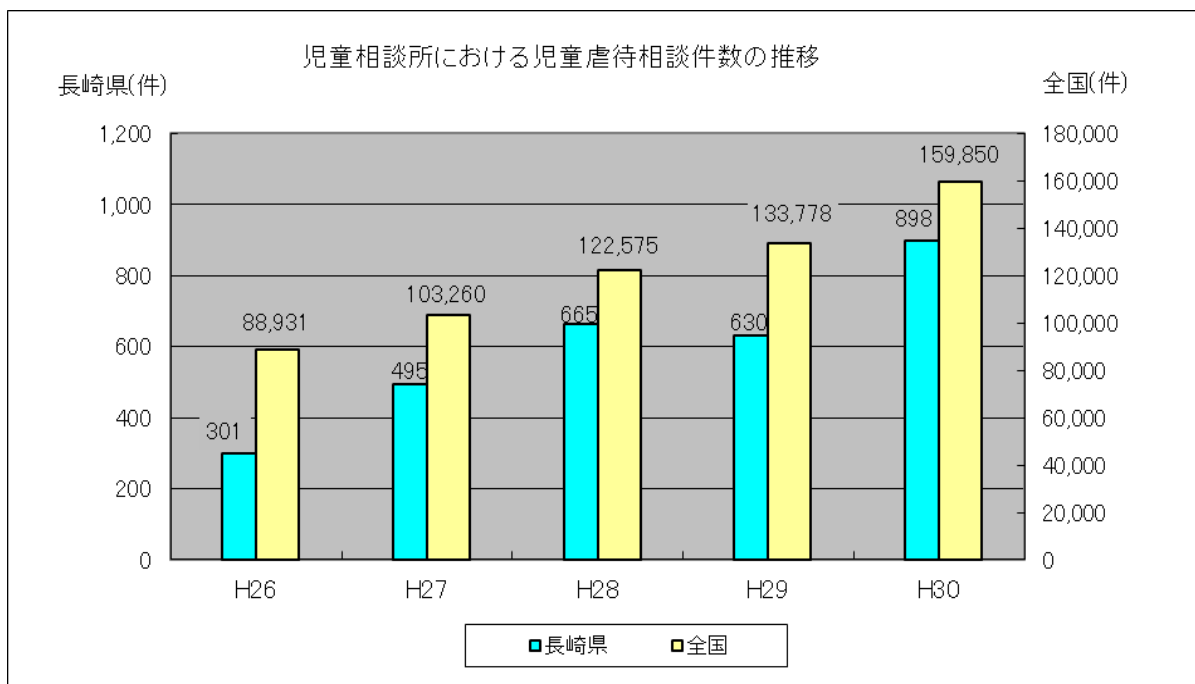
平成30年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は898件で、前年度（630件）から268件増加し、過去最多となっています。

虐待種別の中では、心理的虐待が486件で、前年度に比べ増加が顕著ですが（対前年度比185件の増加）、これは、警察が、児童が同居する家庭におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）がある事案について、心理的虐待として児童相談所に通告を行った件数の増加が大きな要因と考えられます。



[資料] こども家庭課





[資料] 福祉行政報告例及び報道発表資料(こども家庭課)

## 2 犯罪被害者等の置かれている現状

### (1) 二次被害

犯罪被害者等は、身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりする直接的な被害だけでなく、その後においても精神的な苦痛、身体の不調など、以下のような二次被害と呼ばれる様々な苦しみに遭っており、深刻な問題となっています。

事件に遭ったことによる精神的な苦痛、身体の不調

- ・犯罪という攻撃の対象にされたということ自体から受ける精神的な苦痛、身体の不調
- ・再被害を受けることに対する恐怖・不安から受ける精神的な苦痛、身体の不調

周囲の人々の無責任なうわさ話等による精神的な苦痛、名誉の毀損等

- ・周囲の人からの無責任な噂や、配慮に欠けた対応から受ける精神的な苦痛
- ・インターネットを通じて行われる誹謗中傷による名誉の毀損、プライバシーの侵害
- ・報道機関による過剰な取材等から受ける精神的な苦痛、私生活の平穩の侵害
- ・治療や回復のために、被害者等が必然的に関わらざるを得ない関係者における配慮に欠けた対応から受ける精神的な苦痛

捜査や裁判の過程における精神的な苦痛、時間的負担

- ・刑事司法について社会の秩序維持という公益を図る目的が強調され、被害者等に十分な情報が与えられないことから受ける精神的な苦痛
- ・加害者が処罰されるまでの裁判手続に要する時間的負担

医療費の負担や失職、転職等による経済的な損失

- ・ 治療等に要した高額な医療費の負担による困窮
- ・ 職を失ったことによる収入の途絶などによる困窮
- ・ 犯罪発生場所等となった自宅から転居するための新たな住居の確保に要する費用負担などによる困窮

## (2) 被害の潜在化

性犯罪やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害は、羞恥心から被害に遭ったことを他人に知られたくない、自分にも落ち度があったと自分を責める、報復が怖い、などの理由から、警察に被害申告をすることをためらい、被害が潜在化する傾向にあります。

# 基本的な考え方

## 1 基本目標

**犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現**

犯罪等は、いつ、どこで、起きるかわかりません。また、誰もが犯罪被害者等になるおそれがあります。

長崎県は、これまでも犯罪のない安全で安心なまちづくりに努めてきており、全国でもトップクラスの治安水準を維持する安全で安心な県ですが、近年は、社会を揺るがすような凶悪で残忍な事件が発生しているほか、高齢者を狙った特殊詐欺など、県民に不安を感じさせる犯罪は後を絶たない状況にあります。

ひとたび事件が発生すれば、必ず犯罪被害者等が生まれ、現在も、犯罪被害者及びその家族が、身体に対する直接的な被害だけでなく、様々な二次被害にも苦しんでいる現状にあります。

しかし、犯罪被害者等の支援はまだ十分ではなく、犯罪被害者等の一刻も早い回復を支えるためには、警察や市町、被害者支援団体等と密接に連携して、住居及び雇用の確保など、行政機関でなければ対応できない支援を効果的に行っていく必要があります。

また、これらの関係機関の連携した支援とともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、ともに支え合う社会づくりも必要不可欠です。

このようなことから、本計画において、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるよう支援し、個々の状況に応じて、必要な支援を選択し、利用することができるようにするため、警察、福祉、保健、医療、教育、雇用、住宅などの様々な分野にわたる施策を体系化しました。

今後、こうした施策の実施に当たって、庁内で横断的に連携し、県が有する様々な分野にわたる事業や制度、サービス等を柔軟に活用するとともに、警察や、市町、県民、事業者及び民間支援団体と連携した取組の推進を図り、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して支援に取り組めます。

## 2 基本的視点

### (1) 幅広い分野にわたる県の施策の横断的・効果的な組み合わせによる支援の実施

犯罪被害者等支援の対象となる犯罪については、凶悪な殺人事件や悪質な交通事故などによって不慮の死を遂げたり、身体に重い障害を負うといった事件事故を想定していますが、犯罪の種類及び加害者との関係などにより、犯罪被害者等が置かれている状況は様々であり、必要とされる支援も多方面にわたり、また、心身への直接被害やその後の二次被害により、日常生活の維持が困難になるなど、深刻な問題を抱えている場合もみられます。

今後、支援に当たっては、犯罪被害者等が抱えているこうした問題の多様性と深刻性を踏まえた上で、各種施策により支援していく必要があります。

本県では、警察、福祉、教育、雇用、住居をはじめ、県が有する様々な分野にわたる事業や制度、サービス等の施策を柔軟に活用し、効果的な支援を実施していきます。

### (2) 犯罪被害者等の視点に立って行動し、ともに支え合う社会づくり

突然、犯罪等の被害に遭われた方々は、強い精神的ショック等により自分の身の回りのことすら満足にできない状況に陥り、周囲から被害を受けた責任の一端があたかも被害者自身にあるかのように誤解されるなどして、孤立することが少なくない状況にあります。

二次被害を防止し、犯罪被害者等を支援していくためには、誰もが犯罪被害者等になり得るという認識を県民が共有し、犯罪被害者等に関する問題を自分自身に関わる問題として考え、みんなで支え合う社会をつくることが重要です。

本県では、犯罪被害者等の視点に立って行動し、ともに支え合う社会づくりのため、教育、広報、啓発に取り組めます。

## 3 重点課題

条例及び国の基本計画を踏まえ、5つの重点課題を設定し、支援のための施策を推進します。

- (1) 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組
- (2) 経済的負担の軽減への取組
- (3) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- (4) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
- (5) その他

# 犯罪被害者等支援に向けた施策の体系

基本  
目 標

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現

基本的  
視 点

幅広い分野にわたる県の施策の横断的・効果的な組み合わせによる支援の実施  
犯罪被害者等の視点に立って行動し、ともに支え合う社会づくり

重 点  
課 題

## 1. 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

- (1) 総合的支援体制の整備
  - ・市町に対する情報提供、助言及び連携
  - ・総合的対応窓口の設置
  - ・「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」の設置
  - ・「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」の設置
  - ・「長崎県被害者支援連絡協議会」の効果的運用
  - ・緊急支援体制の整備
- (2) 相談及び情報の提供等(13条)
  - ・犯罪被害者等支援のための対応窓口の充実
  - ・NPO法人に関する情報の提供
  - ・海外における邦人の犯罪被害者に対する支援
  - ・犯罪被害者等早期援助団体との連携・協力
  - ・被害者支援連絡協議会等の活用による関係機関・団体との連携
  - ・指定被害者支援要員制度の活用
  - ・ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への適切な対応
  - ・犯罪等による被害を受けた児童生徒が、不登校等になった場合の指導や学校復帰に向けた継続的指導
  - ・教育委員会と関係機関・団体との連携・協力の充実強化
- (3) 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成
  - ・市町と連携した行政職員に対する研修等の充実
  - ・警察における職員研修の充実
  - ・民間支援団体の研修の充実
  - ・犯罪被害者支援に携わる者への心理的影響に対する配慮
- (4) 民間支援団体に対する支援
  - ・犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動への支援及び広報
  - ・日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供

## 2. 経済的負担の軽減への取組

- (1) 経済的な助成に関する情報の提供、助言
  - ・制度に関する確実な情報提供
  - ・犯罪被害給付制度の運用改善
  - ・公益財団法人「犯罪被害救援基金」との連携
  - ・性暴力被害者にかかる医療費等の助成
  - ・犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実
  - ・日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供
  - ・損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実
  - ・交通事故被害者の救済
  - ・暴力団犯罪による被害の回復と支援の充実
  - ・犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進
- (2) 居住の安定
  - ・県営住宅の優先入居等
  - ・DV被害者に対する県営住宅の優先入居等
  - ・被害直後における居住場所の確保
  - ・「こども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用
- (3) 雇用の安定
  - ・事業者に対する理解の増進
  - ・犯罪被害者等の就職等についての支援
  - ・DV被害者等への自立支援
  - ・新規就労や転職を希望する場合の技術習得の支援
  - ・犯罪被害者等への労働相談

## 3. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- (1) 心身に受けた影響からの回復
  - ・性暴力被害者の支援
  - ・犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実
  - ・児童虐待に対する休日夜間を含めた常時の対応
  - ・被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進
  - ・犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知
- (2) 安全の確保
  - ・警察における再被害防止措置の推進
  - ・警察における保護対策の推進
  - ・再被害防止に向けた関係機関の連携
  - ・地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進
  - ・犯罪被害者等に関する情報の保護
  - ・「こども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用
  - ・児童養護施設等における保護及び自立支援
  - ・児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備
  - ・非行少年等の再犯防止に関する支援
  - ・行方不明者対策の強化
- (3) 学校における支援
  - ・被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実
  - ・児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の教職員等の対応の充実
  - ・学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の実施・充実
  - ・学校における児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する学習

## 4. 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

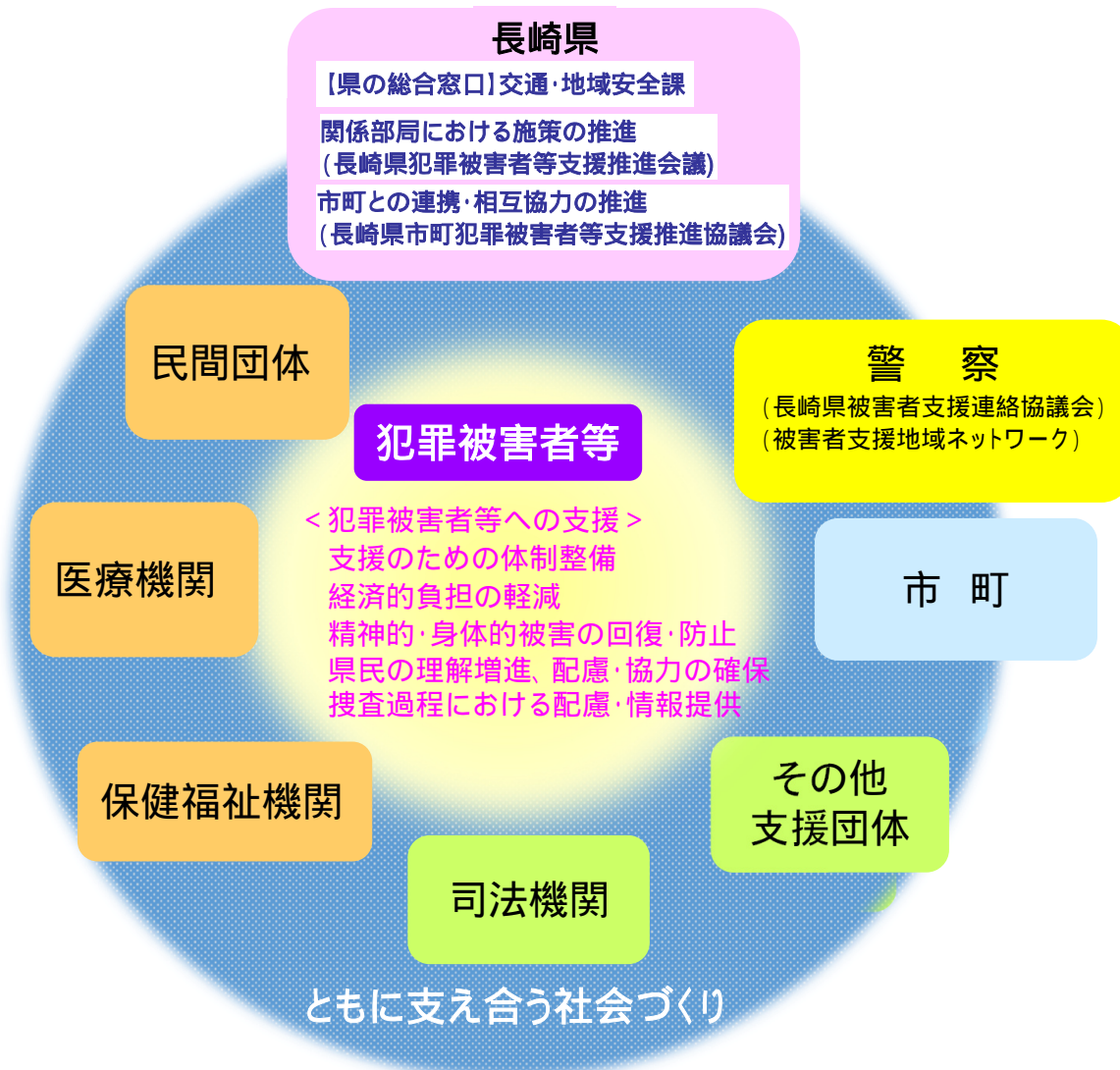
- (1) 県民の理解の増進
  - ・犯罪被害者週間における市町及び関係機関・団体と連携した集中的な啓発活動の展開
  - ・被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進
  - ・犯罪被害者等支援施策に関する広報の充実
  - ・調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての県民の理解の増進
  - ・交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進
- (2) 学校における教育
  - ・学校等における生命の大切さに関する教育の推進
  - ・学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
  - ・学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の実施・充実
  - ・学校における児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する学習
  - ・学校及び家庭における命の教育への支援の推進
  - ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催
  - ・学校教育を中心とした生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

## 5. その他

- (1) 捜査過程における配慮
  - ・性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
  - ・被害児童からの事情聴取における配慮
  - ・被害者に配慮した施設等の活用
- (2) 刑事手続における情報提供等
  - ・告訴・告発、被害届等の適切な受理
  - ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進
  - ・刑事手続等に関する情報提供の充実
  - ・司法解剖等に関する遺族への適切な説明
  - ・犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分
  - ・捜査に関する適切な情報提供
  - ・適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進



## < 支援のイメージ >



# 犯罪被害者等支援に向けた施策

## 第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

### 1 総合的支援体制の整備（条例第7条、9条関係）

#### 《現状と課題》

犯罪被害者等が置かれた状況は、犯罪の種類や加害者との関係などにより様々であり、居住、雇用、生活困窮等に対する経済的な支援や心のケアなど、必要とされる支援も多方面にわたります。

犯罪被害者等のニーズに応える支援策は数多くありながらも、それが犯罪被害者等に認識されておらず、十分に活用されていないケースも少なくありません。

犯罪被害者等が、必要な支援を速やかに、かつ途切れることなく受けられるよう、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、協力して支援を推進する体制を整備する必要があります。

#### 《具体的施策》

##### (1) 市町に対する情報提供、助言及び連携

市町において、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するに当たり、必要な情報の提供及び助言その他の協力を行います。

また、市町の総合的対応窓口と連携して、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を実施します。（交通・地域安全課）

##### (2) 総合的対応窓口の設置

交通・地域安全課に犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談等に応じて、最も適切な専門機関等に取り次ぐとともに、ホームページにおいて、県及び関係機関・団体の相談機関一覧など必要な情報を提供します。（交通・地域安全課）

##### (3) 「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」の設置

犯罪被害者等支援に関係する部局により構成する「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」を設置し、関係部局が相互に連携・協力して支援計画に基づく適切な支援を実施します。（交通・地域安全課）

##### (4) 「長崎縣市町犯罪被害者等支援推進協議会」の設置

県、警察本部、市町により構成する「長崎縣市町犯罪被害者等支援協議会」を設置し、県と市町が一体となって、更なる支援の充実を図ります。（交通・地域安全課）

##### (5) 「長崎県被害者支援連絡協議会」の効果的運用

関係機関、民間団体との緊密な連携と相互協力によって、犯罪被害者等のニーズに即応した各種の支援活動を推進することを目的に設置している「長崎県被害者支援連絡協議会」の効果的な運用に努めます。（警察本部）

##### (6) 緊急支援体制の整備

犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合には、「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」、「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」及び「長崎県被害者支援連絡協議会」が相互に連携・協力して、当該事案に即応する体制を整え、必要な緊急の支援を実施します。(交通・地域安全課、警察本部)

## 2 相談及び情報の提供等(条例第13条関係)

### 《現状と課題》

多くの犯罪被害者等は、被害直後から様々な場面に遭遇し、次々と対応していかねなければなりません。精神的にも大きなショックを受けている犯罪被害者等は、直面している状況を十分に理解できず、どこに何を相談したらいいのか判断できないことも少なくありません。

犯罪被害者等が求める情報は、刑事手続きに関するもののほか、犯罪被害給付制度、援助を受けることができる組織・団体等の紹介、法律相談、被害回復の方法など多方面にわたります。

犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるように、関係機関が連携して相談対応や情報提供、助言等を適切に行う必要があります。

### 《具体的施策》

#### (1) 犯罪被害者等支援のための対応窓口の充実

##### 【交通・地域安全課】

犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談等に応じて、最も適切な専門機関等に取り次ぐとともに、ホームページにおいて、県及び関係機関・団体の相談機関一覧など必要な情報を提供します。(交通・地域安全課)

##### 【交通事故相談所】

交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。(交通・地域安全課)

##### 【性暴力被害者支援「サポートながさき」】

性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」において、電話・面接相談、付添い、情報提供等の支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し、医療・法律相談、カウンセリング等の必要な支援を行います。(交通・地域安全課)

##### 【男女共同参画推進センター】

家庭、職場等における悩みについて相談に応じ、適切な関係機関を紹介します。(男女参画・女性活躍推進室)

##### 【人権教育啓発センター】

人権に関する悩みや研修・啓発等に関する相談の窓口としての役割を果たすとともに、専門相談機関等への的確な引継ぎができるよう連携強化を図るなど、相談機能を充実します。(人権・同和対策課)



### 【消費生活センター】

消費者利益の擁護を図るとともに、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、専門的な知識を有する相談員が必要な助言斡旋等を行います。（食品安全・消費生活課（消費生活センター））

### 【こども・女性・障害者支援センター】

「こども・女性・障害者支援センター」における児童虐待に係る24時間相談受付体制を継続します。（こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター）

### 【民生委員、児童委員による生活相談】

自立した生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。（福祉保健課）

### 【警察における相談体制の充実等】

ア 全国統一の相談専用電話「9110」、「性犯罪被害相談電話」等の相談窓口の設置により、相談体制の充実を図ります。（警察本部）

イ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引継ぐなど、適切な運用を推進します。（警察本部）

### 【被害少年が相談しやすい環境の整備】

少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。（警察本部）

### 【学校内における連携及び相談体制の充実】

犯罪被害を受けた児童生徒及びその保護者に対して適切な対応ができるよう、教職員に対し、相談技法の研修講座の開設、相談技法の調査研究、臨床心理士等によるカウンセリング講習会を実施するとともに、「生徒指導推進協議会」を開催し、連携を強化して相談体制を充実します。（高校教育課児童生徒支援室、教育センター）

### 【教育センターにおける心理学等の専門家の設置、相談窓口の配置】

教育センターにおいて臨床心理士による委嘱相談の実施、また、相談電話「24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）」の設置による相談体制を充実します。（高校教育課児童生徒支援室、教育センター）

## (2) NPO法人に関する情報の提供

県民協働課ホームページ内に設けている「内閣府NPO法人ポータルサイト」により犯罪被害者等支援を行うNPO法人の情報を提供します。（県民協働課）

## (3) 海外における邦人の犯罪被害者に対する支援

関係機関・団体と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努めます。（警察本部）

**(4) 犯罪被害者等早期援助団体との連携・協力**

犯罪被害者等支援の過程における秘密が守られることなどを犯罪被害者等に十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。(警察本部)

**(5) 被害者支援連絡協議会等の活用による関係機関・団体との連携**

犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体で構成される「長崎県被害者支援連絡協議会」及び「被害者支援地域ネットワーク」について、その設置目的を各構成員に共有させ、犯罪被害者等支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、犯罪被害者等の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図ります。

また、関係機関・団体が有機的に連携し、犯罪被害者等に対し、途切れのない支援が提供できるよう努めます。(警察本部)

**(6) 指定被害者支援要員制度の活用**

事件発生直後から犯罪被害者に付添い、必要な助言等を行ったり、カウンセラー、犯罪被害者等支援団体、その他の関係機関・団体を紹介し、これらへの引継ぎを実施したりするなどの役割を果たす指定被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実に努めます。(警察本部)

**(7) ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への適切な対応**

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等により加害者を隔離することを最初に検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進します。(警察本部)

**(8) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が、不登校等になった場合の指導や学校復帰に向けた継続的指導**

犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、電話及び来所による相談を実施し、教育支援センター等が行う支援や学校復帰に伴う支援に努めるとともに、関係各機関が連携して継続的に対応します。(高校教育課児童生徒支援室、教育センター)

**(9) 教育委員会と関係機関・団体との連携・協力の充実強化**

ア 教育委員会が、警察、「こども・女性・障害者支援センター」等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る機関及び団体の諸支援制度について学校への情報提供を行います。(高校教育課児童生徒支援室)

イ 生徒指導推進協議会等において、警察、「こども・女性・障害者支援センター」、福祉事務所等、地域の関係機関についての情報提供を行います。(高校教育課児童生徒支援室)

ウ 児童虐待の防止や相談体制の充実を図るため、学校と「こども・女性・障害者支援センター」等関係機関の連携を図ります。(高校教育課児童生徒支援室)

### 3 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成（条例第21条関係）

#### 《現状と課題》

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する者に対して犯罪被害者等の心理や置かれている状況を理解し、二次被害を防止するとともに、心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識と技能を向上することが求められています。

一方では、支援に従事する自らが犯罪被害者等への支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様の心理状態になり支援が困難になるような事例もあることから、支援を継続するためにも支援者が代理被害に遭わない取組が必要とされます。

#### 《具体的施策》

##### (1) 市町と連携した行政職員に対する研修等の充実

県及び市町の犯罪被害者等支援に従事する職員を対象とした研修等を実施し、資質の向上を図ります。（交通・地域安全課、警察本部）

##### (2) 警察における職員研修の充実

ア 採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、犯罪被害者等支援団体との連携要領等に関する教養を行います。（警察本部）

イ 情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰を実施することで、犯罪被害者等支援に係る職員の意識の高揚を図ります。（警察本部）

##### (3) 民間支援団体の研修の充実

ア 犯罪被害者等に対し、必要な支援についての相談、情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を担う、（公社）長崎犯罪被害者支援センター支援員の育成を支援します。（交通・地域安全課、警察本部）

イ 犯罪被害者等支援団体が行うボランティア等の養成研修等へ職員を講師として派遣するなど、人材育成を支援します。（交通・地域安全課、警察本部）

##### (4) 犯罪被害者支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者支援に携わる警察職員は、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受ける場合があることから、これらの職員に対し、ストレスに関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講じます。（警察本部）

#### 4 民間支援団体に対する支援（条例第 22 条関係）

##### 《現状と課題》

犯罪被害者等への支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか、病院、裁判所、弁護士等への付添いなど、きめ細やかな直接的支援活動を行っており、犯罪被害者等にとって不可欠な存在です。

しかし、その運営に様々な困難を抱えていることから、その活動に対して支援に努めるとともに、事業についての周知を図る必要があります。

##### 《具体的施策》

###### (1) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動への支援及び広報

ア 犯罪被害者等支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、犯罪被害者の援助に携わるボランティアの研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努めます。（警察本部）

イ 犯罪被害者等の支援を行う民間団体が開催するシンポジウムや講演会に共催等をするほか、シンポジウム等の開催について、ホームページ等の広報媒体を活用し、広く一般に周知するなどし、民間団体の活動を支援します。（交通・地域安全課、警察本部）

ウ 犯罪被害者等の支援を行う民間非営利団体からの法人格の取得申請に対して、円滑な取得支援を行います。（県民協働課）

###### (2) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供

###### 【再掲 第2-1-(6)】

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。（交通・地域安全課、警察本部）

## 第2 経済的負担の軽減への取組

### 1 経済的な助成に関する情報の提供、助言（条例第14条関係）

#### 《現状と課題》

犯罪被害者等の中には、思いがけない犯罪等により、かけがえのない財産を奪われたり、入院・通院により多額の治療費がかかったり、被害に遭ったために仕事が続けられなくなり、収入がなくなってしまうなど経済的な困難に直面する方々もいます。

犯罪被害者等が、これらの経済的損害を回復するためには、「加害者による不法行為が原因である」として、加害者に対し損害賠償を請求することを考える必要があります。

この損害賠償請求は、犯罪被害者等の経済的な回復を図るだけでなく当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝罪や反省を求めるという重要な意味も含まれます。

犯罪等による被害に係る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるためには、損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知を図るなど、関係機関と連携して、被害回復を支援する必要があります。

#### 《具体的施策》

##### (1) 制度に関する確実な情報提供

犯罪被害給付制度や生活保護制度など、犯罪被害者や生活困窮者に対する既存の経済的支援制度に関して犯罪被害者等の状況に応じて確実に情報提供を行い、その経済的負担の軽減を図ります。（交通・地域安全課）

##### (2) 犯罪被害給付制度の運用

犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関する権利や手続について十分な教示を行います。（警察本部）

##### (3) 公益財団法人「犯罪被害救援基金」との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等であって個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人「犯罪被害救援基金」と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。（警察本部）

##### (4) 性暴力被害者にかかる医療費等の助成

ア 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊等の費用を公費で支弁する公費支出制度を積極的に推進します。（警察本部）

イ 性暴力被害者の相談窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」の支援において、必要と認められた医療措置、法律相談、カウンセリングにかかる費用の一部を助成し、性暴力被害者の負担の軽減を図ります。（交通・地域安全課）

**(5) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実**

**【再掲 第3-1-(2)】**

犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するとともに、カウンセリング費用の公費支出制度の適切な運用に努めます。(警察本部)

**(6) 日本司法支援センター(法テラス)との連携と情報提供**

**【再掲 第1-4-(2)】**

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。(交通・地域安全課、警察本部)

**(7) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実**

損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させ、当該制度の周知を図ります。(警察本部)

**(8) 交通事故被害者の救済**

交通事故相談所において、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。(交通・地域安全課)

**(9) 暴力団犯罪による被害の回復と支援の充実**

長崎県暴力追放運動推進センター等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実します。(警察本部)

**(10) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進**

振り込め詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復にかかる各種制度の教示を実施するなど情報提供を行います。(警察本部)

## 2 居住の安定(条例第17条関係)

### 《現状と課題》

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなるなど犯罪等によって引っ越しを余儀なくされることが少なくありません。

また、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求めることもあります。

このような犯罪被害者等が再び安定した住居において平穏な生活ができるよう支援を行う必要があります。

### 《具体的施策》

**(1) 県営住宅の優先入居等**

犯罪被害者等への県営住宅の一時使用及び優先入居について、必要な措置を講じ

ます。(住宅課)

(2) **DV被害者に対する県営住宅の優先入居等**

DV被害者への県営住宅の一時使用及び優先入居について、必要な措置を講じます。(住宅課、こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター)

(3) **被害直後における居住場所の確保**

自宅での居住が困難な場合で、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者が利用できる緊急避難場所を提供する制度の積極的な運用に努めます。

(警察本部)

(4) **「こども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用**

**【再掲 第3-2-(6)】**

児童虐待、DV等の再被害防止の観点から、犯罪被害者等を適切に保護します。(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター)

### 3 雇用の安定(条例第18条関係)

#### 《現状と課題》

犯罪被害者等は、身体的・精神的被害により、仕事の能率の低下や対人関係に支障が生じたり、治療のための通院、刑事手続及び裁判出廷等のため職場を欠勤せざるを得ない場合が多々あり、その結果、仕事を辞めざるを得ない場合も少なくありません。

しかし、犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減につながるばかりでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有するものです。

このようなことから、犯罪被害者等が安心して仕事を続けられるよう事業主に対する理解の促進を図るとともに、犯罪被害者等に対する各種就労支援を行っていく必要があります。

#### 《具体的施策》

(1) **事業者に対する理解の増進**

職場における二次被害を防止するため、各種行事や事業者の団体等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解の増進を図ります。(交通・地域安全課)

(2) **犯罪被害者等の就職等についての支援**

総合就業支援センター、フレッシュワーク、再就職支援センターにおいて、犯罪被害者等に対して、きめ細やかな就業支援を行います。(雇用労働政策課)

(3) **DV被害者等への自立支援**

DV被害者等への自立支援については、長崎労働局との一体的事業(アクションプラン)により、ハローワークの職員が「長崎こども・女性・障害者支援センター」へ常駐し支援するとともに、ひとり親家庭への支援事業を活用し、就労促進を図ります。(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、福祉事務所)

(4) **新規就労や転職を希望する場合の技術習得の支援**

新規就労や転職を希望する場合、高等技術専門校等で実施する職業訓練を活用した支援を行います。（雇用労働政策課、長崎高等技術専門校、佐世保高等技術専門校）

(5) **犯罪被害者等への労働相談**

犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、労働相談情報センターで労働相談を行います。（雇用労働政策課）

## 第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 心身に受けた影響からの回復（条例第15条関係）

#### 《現状と課題》

事件により家族を失った遺族はもとより、身体に被害を受けた多くの犯罪被害者が同時に精神的被害を受けていると考えられます。

犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、精神的・身体的被害に対する保険・医療・福祉サービスの充実を図る必要があります。

#### 《具体的施策》

(1) **性暴力被害者の支援**

ア 産婦人科医療機関と連携し、急性期の性犯罪被害者に対し、初診料等を公費で負担するなど、医療支援を実施します。（警察本部）

イ 性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」において電話・面接相談、付添い、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し、医療・法律相談、カウンセリング等の必要な支援を行います。（交通・地域安全課）

(2) **犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実**

【再掲 第2-1-(5)】

犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するとともに、カウンセリング費用の公費支出制度の適切な運用に努めます。（警察本部）

(3) **児童虐待に対する休日夜間を含めた常時の対応**

「こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）」では虐待通告に対する土日を含めた24時間365日受付体制をとっており、通告があれば原則24時間以内に児童の安全確認を行い、必要に応じ児童を緊急保護します。（こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター）



**(4) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進**

被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係団体への紹介を行うほか、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施します。(警察本部)

**(5) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知**

ア 犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の情報を提供します。(医療政策課)

イ 県立保健所等において医療相談を実施します。(医療政策課、障害福祉課、県立保健所)

**2 安全の確保(条例第16条関係)**

**《現状と課題》**

児童虐待、高齢者虐待、ストーカー行為、性暴力、配偶者等による暴力(DV)など、暴力的(攻撃的)な性格の犯罪等の被害を受けた多くの方が、再び被害を加えられることに対し、深刻な不安を抱いています。

このことから、再被害の未然防止と安全確保のための支援を実施する必要があります。

**《具体的施策》**

**(1) 警察における再被害防止措置の推進**

ア 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、関係機関からその前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際、必要に応じて当該出所者の同意を得た上で面談を行います。(警察本部)

イ 同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止の措置を推進します。(警察本部)

**(2) 警察における保護対策の推進**

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。(警察本部)

**(3) 再被害防止に向けた関係機関との連携**

ア 配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、警察や「こども・女性・障害者支援センター」の関係機関が情報を共有し、連携して対応します。(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、警察本部)

イ 警察と学校等関係機関で必要に応じて相互の通報連絡を行い、加害者である児童生徒の再犯罪防止に努めます。(高校教育課児童生徒支援室、警察本部)

- (4) **地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進**  
捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者の心情に十分配慮して、情報提供、防犯指導等を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進します。(警察本部)
- (5) **犯罪被害者等に関する情報の保護**  
犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。(警察本部)
- (6) **「こども・女性・障害者支援センター」における一時保護の適正な運用**  
**【再掲 第2-2-(4)】**  
児童虐待、DV等の再被害防止の観点から、犯罪被害者等を適切に保護します。(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター)
- (7) **児童養護施設等における保護及び自立支援**  
必要により、犯罪被害を受けた子供の保護を、児童養護施設等で行うとともに、自立への支援を行います。(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター)
- (8) **児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備**  
ア 「要保護児童対策地域協議会」を中心として地域における児童虐待の早期発見、早期対応を行います。(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター)  
イ 幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等に対して児童虐待の早期発見、早期対応の呼びかけを行います。(こども未来課)  
ウ 児童虐待の発見に資する教養や子供の死亡例に関する適切な検視のための教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図ります。(警察本部)
- (9) **非行少年等の再犯防止に関する支援**  
非行少年等の立ち直り支援のため、児童福祉司による在宅指導や児童自立支援施設への入所等を行います。(こども家庭課、長崎こども・女性・障害者支援センター、佐世保こども・女性・障害者支援センター、開成学園)
- (10) **行方不明者対策の強化**  
行方不明者届が出された者のうち、その生命又は身体に危害が生じているおそれがある者について、その者の行方に関する情報の収集を行い、必要な探索又は捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見し、保護するための措置を講じます。(警察本部)

### 3 学校における支援（条例第20条関係）

#### 《現状と課題》

犯罪被害者等が、児童生徒であるときは、一般的に成人に比べて心身に大きな影響を受けていると考えられます。

当該児童生徒の置かれた状況や発育状態等に応じて、県、市町、教育委員会等が一体となって、十分な配慮を行うとともに、周囲の児童生徒への影響にも十分配慮する必要があります。

#### 《具体的施策》

##### (1) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実

ア 学校内外で、危機的な事件・事故が発生した場合、心のケアを行う専門家チームを派遣し、二次被害の拡大防止や児童生徒の心のケアを行います。

（障害福祉課、長崎こども・女性・障害者支援センター）

イ 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対して、心のケアに資するよう、学校等へ臨床心理士を派遣し、相談を実施します。（高校教育課児童生徒支援室）

ウ 犯罪等による被害を受けた児童生徒の心のケアに資するよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識経験を有する人材を配置して、学校における相談体制を充実するとともに関係機関と学校が連携します。（高校教育課児童生徒支援室）

エ 犯罪等による被害を受けた児童生徒一人一人に対するきめ細かな学習支援を促進します。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

##### (2) 児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の教職員等の対応の充実

教職員に対して、危機対応の研修等の充実に努めるとともに、教職員で役割分担を決めるなど、実際に児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の対応を充実します。（高校教育課児童生徒支援室）

##### (3) 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の実施・充実

###### 【再掲 第4-2-(3)】

学校において、教職員に対し、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに、犯罪抑止のための教育を充実します。（高校教育課児童生徒支援室）

##### (4) 学校における児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する学習

###### 【再掲 第4-2-(4)】

学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する暴力被害を未然に防止します。（高校教育課児童生徒支援室）

## 第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 県民の理解の増進（条例第19条関係）

#### 《現状と課題》

二次被害には、周囲の偏見や無理解による心ない言動、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、私生活の平穩の侵害等がありますが、県民及び事業者の理解が十分に浸透していない状況があることから、犯罪被害者週間を始めとした啓発期間に合わせた広報啓発活動の実施等を通じて、県民及び事業者に対し、二次被害の防止について周知を図る必要があります。

#### 《具体的施策》

##### (1) 犯罪被害者週間における市町及び関係機関・団体と連携した集中的な啓発活動の展開

犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）におけるイベント等を通じて、市町及び関係機関・団体と連携して犯罪被害者等支援の啓発を行います。（交通・地域安全課、警察本部）

##### (2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

シンポジウム開催等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者等や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、県民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。（交通・地域安全課、警察本部）

##### (3) 犯罪被害者等支援施策に関する広報の充実

ア 犯罪被害者等支援に関する各種行事等について、市町と連携した広報・啓発を行うことにより、犯罪被害者等支援の気運を高めます。（交通・地域安全課）

イ 犯罪被害者等の立場を県民に理解してもらうため、長崎県人権教育啓発センターの図書・ビデオライブラリーコーナー等を通じて、広報・啓発を行います。（人権・同和対策課）

ウ 関係機関や犯罪被害者等支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて周知するとともに、街頭キャンペーンや各種討論会等において広報啓発活動を推進します。（警察本部）

##### (4) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての県民の理解の増進

関係機関・団体において犯罪被害者等に関する調査研究が実施された場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用します。（警察本部）

##### (5) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等による講演

を実施するとともに、運転者等に対する各種講習において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表することにより、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解の増進に努めます。（警察本部）

## 2 学校における教育（条例第20条関係）

### 《現状と課題》

社会全体で犯罪被害者等支援を推進するためには、県民一人一人の理解の増進が不可欠です。

子供たちを犯罪の被害者にも加害者にもしないための教育的効果が期待できることから、学校において、犯罪被害者等の置かれた状況や、支援の必要性、二次被害防止の重要性等について、子供の頃から継続的かつ体系的に学ぶことが必要です。

### 《具体的施策》

#### (1) 学校等における生命の大切さに関する教育の推進

ア 学校において、生命の尊重に関する指導等に努めるとともに、体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究に努め、成果を紹介し、指導の推進を図ります。（高校教育課児童生徒支援室）

イ 学校において、生命の尊重に関する指導、犯罪抑止のための教育等の啓発を働きかけます。（学事振興課）

ウ 犯罪を起こすことがないよう、幼児教育の段階において、命の大切さの教育に取り組めます。（こども未来課）

#### (2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

長崎県人権教育基本方針及び長崎県人権教育・啓発基本計画に基づき、人権教育を推進していく中で、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の取組を推進します。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

#### (3) 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の実施・充実

##### 【再掲 第3-3-(3)】

学校において、教職員に対し、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに、犯罪抑止のための教育を充実します。（高校教育課児童生徒支援室）

#### (4) 学校における児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する学習

##### 【再掲 第3-3-(4)】

学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する暴力被害を未然に防止します。（高校教育課児童生徒支援室）

#### (5) 学校及び家庭における命の教育への支援の推進

学校と家庭との連携により、命の教育の推進に努めます。（高校教育課児童生徒支援室、こども未来課）

(6) **中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催**

中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力の確保や規範意識の向上に努めます。

(警察本部、高校教育課児童生徒支援室)

(7) **学校教育を中心とした生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発**

法により、自分を守り、他人を等しく尊重することを体得させることを通じ、他人の生命、身体を傷つけてはならないことを自覚させることにつながるよう、関係機関による取組を推進します。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

## 第5 その他

### 1 捜査過程における配慮

#### 《現状と課題》

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で関係機関から配慮に欠けた対応をされることによって二次被害を受けることも少なくありません。

犯罪被害者等に対しては、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害等に十分配慮した対応が必要です。

#### 《具体的施策》

(1) **性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置**

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図ります。(警察本部)

(2) **被害児童からの事情聴取における配慮**

児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行うほか、被害児童から事情聴取をするに当たって、聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど被害児童に配慮した取組を進めます。(警察本部)

(3) **被害者に配慮した施設等の活用**

相談室や被害者支援用車両における事情聴取など、被害者に配慮した施設等の活用を図ります。(警察本部)

## 2 刑事手続における情報提供

### 《現状と課題》

事件の当事者である犯罪被害者等は、常に事件の真相を求め続けており、その捜査や公判等の刑事に関する手続等に重大な関心を持っており、犯罪被害者等が自らこのような手続に関わっていくことを望む場合も少なくありません。

こうした状況を踏まえ、刑事手続の証人尋問における遮へい措置やビデオリンク方式の導入、公判傍聴における犯罪被害者等への配慮、刑事裁判への被害者参加制度など、犯罪被害者等の刑事手続参加に関する制度が拡充されてきています。

このようなことから、事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等への情報提供の充実を図る必要があります。

### 《具体的施策》

- (1) **告訴・告発、被害届等の適切な受理**  
告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、迅速・確実に受理するように努めます。（警察本部）
- (2) **医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進**  
性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供します。（警察本部）
- (3) **刑事手続等に関する情報提供の充実**  
犯罪被害者のための制度等を分かりやすくまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、犯罪被害者への早期の提供に努めます。（警察本部）
- (4) **司法解剖等に関する遺族への適切な説明**  
検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。（警察本部）
- (5) **犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分**  
検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。（警察本部）
- (6) **捜査に関する適切な情報提供**  
捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。（警察本部）
- (7) **適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進**  
重大・悪質な交通事故事件等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進します。（警察本部）

## 資料編

### 1．犯罪被害者等基本法（平成十六年十二月八日法律第百六十一号）

最終改正：平成二十七年九月十一日法律第六十六号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。



(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門

的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行)

## 附 則 (平成二十六年六月二十五日法律第七十九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 (略)

## 附 則 (平成二十七年九月十一日法律第六十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 2. 長崎県犯罪被害者等支援条例（令和元年7月16日長崎県条例第6号）

### 目次

#### 第1章 総則（第1条 - 第12条）

#### 第2章 基本的施策（第13条 - 第22条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減して、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する団体をいう。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するよう努めるものとする。

(市町の責務等)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識又は経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置し、犯罪被害者等支援に関係する部局等が連携し、相互に協力して適切な支援を実施するものとする。

2 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

3 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画(以下この条において「支援計画」という。)を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第 11 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

( 施策の実施状況の公表 )

第 12 条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

## 第 2 章 基本的施策

( 相談及び情報の提供等 )

第 13 条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 経済的負担の軽減 )

第 14 条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 心身に受けた影響からの回復 )

第 15 条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

( 安全の確保 )

第 16 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 居住の安定 )

第 17 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（長崎県営住宅条例（平成 9 年長崎県条例第 31 号）第 2 条第 5 号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 雇用の安定等 )

第 18 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の



犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 県民の理解の増進 )

第 19 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 学校における教育と支援 )

第 20 条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について理解を深めることに資する教育が行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

( 人材の育成 )

第 21 条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

( 民間支援団体に対する支援 )

第 22 条 県は、民間支援団体その他の関係する者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 . 犯罪被害者等支援の経緯

年月日		できごと	
1974 年 (昭和 49 年)	8 月 30 日	三菱重工ビル爆破事件	○同事件をめぐり犯罪被害給付制度の必要性が論議された
1980 年 (昭和 55 年)	5 月 1 日	「犯罪被害者等給付金支給法」公布(56 年 1 月 1 日施行)	○通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対して、被害者等の精神的、経済的打撃の緩和を図るため、社会の連帯共助の精神に基づき、給付金を支給
1981 年 (昭和 56 年)	5 月 21 日	財団法人犯罪被害救援基金設立	
1985 年 (昭和 60 年)	8 月 26 日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第 7 回国際連合会議」において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択	○被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること ○被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと ○各国政府における適切な制度整備を求めるもの
1996 年 (平成 8 年)	2 月 1 日	警察庁が「被害者対策要綱」を制定	○警察が、被害者の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種の施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めることを目的とする
1998 年 (平成 10 年)		「長崎県被害者支援連絡協議会」の設置(事務局：警察本部)	○関係機関・団体が連携して被害者等を支援するためのネットワーク構築
1999 年 (平成 11 年)	4 月 1 日	検察庁における被害者等通知制度の実施	○受理した全ての事件について、被害者、親族及びその代理人等並びに目撃者等の参考人を通知対象とする ○通知内容は、事件の処分結果、公判期日、裁判結果等

年月日		できごと	
1999年 (平成11年)	5月26日	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布(11月1日施行)	
		長崎県警察本部に「被害者対策室」を設置 (平成16年、「犯罪被害者支援室」に改称)	
2000年 (平成12年)	5月19日	刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律公布	○性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等(6月8日施行) ○証人への付添いや遮へい措置の導入(11月1日施行) ○ビデオリンク方式による証人尋問の導入(13年6月1日施行)
	5月19日	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律公布(11月1日施行)	○犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務 ○犯罪被害者等による公判記録の閲覧・謄写を可能とする制度の導入 ○民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解
	5月24日	児童虐待の防止等に関する法律公布(11月20日施行)	○児童虐待の定義 ○早期発見努力、通告義務 ○警察への援助要請
	5月24日	ストーカー行為等の規制等に関する法律公布(11月24日施行)	○「つきまとい等」の規制 ○「ストーカー行為」に対する罰則
	12月6日	少年法等の一部を改正する法律公布(13年4月1日施行)	○刑事処分可能年齢引下げ ○被害者等の申出による意見の聴取 ○被害者通知制度 ○被害者等による記録の閲覧・謄写
2001年 (平成13年)	4月13日	「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改正	○障害給付金の支給対象範囲の拡大や重傷病給付金の創設(7月1日施行) ○犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設(14年4月1日施行)

年月日		できごと	
2001年 (平成13年)	4月13日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律公布(10月13日施行、一部は14年4月1日施行)	○配偶者からの暴力の定義 ○配偶者暴力相談支援センターの業務 ○被害者の保護 ○保護命令に関する規定
2003年 (平成15年)	6月6日	NPO 法人長崎被害者支援センター設置(県内で初の民間支援団体)	
2004年 (平成16年)	4月14日	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律公布(10月1日施行)	○虐待対象、通告義務拡大等
	5月28日	刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布(21年5月21日施行)	○再度の起訴相当議決による強制起訴制度の導入
	6月2日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(12月2日施行)	○暴力の定義の改正 ○被害者の自立支援を国・地方公共団体の責務として明記 ○保護命令適用範囲の拡大 ○退去命令期間の延長 ○接近禁止の対象等拡大
	6月18日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(7月8日施行)	
	12月8日	「犯罪被害者等基本法」公布(17年4月1日施行)	○犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定 ○国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
2005年 (平成17年)	12月27日	「犯罪被害者等基本計画」閣議決定	

年月日		できごと	
2006年 (平成18年)	4月1日	犯罪被害給付制度改正（施行令・施行規則改正）	○重傷病給付金の支給要件緩和 ○支給対象期間の延長 ○親族間犯罪における支給制限の緩和
	4月10日	日本司法支援センター（法テラス）設立	
	6月21日	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律公布（12月1日施行）	
	9月4日	長崎県犯罪被害者等支援庁内連絡会議を設置（総合窓口：県民安全課）	
	10月2日	法テラス業務開始（犯罪被害者支援業務開始）	○犯罪被害者支援ダイヤル等における法制度の紹介や相談窓口の案内 ○犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
2007年 (平成19年)	6月1日	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布（20年4月1日施行）	○関係機関同士が要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置を努力義務化
	6月15日	更生保護法公布（12月1日施行）	○保護観察対象者に犯罪被害者等に関する心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入
	6月27日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布	
	6月27日	「刑事訴訟法」の改正	○犯罪被害者等の刑事裁判への参加、証人への尋問、被告人への質問、求刑等意見陳述制度の新設及び被害者等に関する情報の保護

年月日		できごと	
2007 年 (平成 19 年)	6 月 27 日	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の改正	○犯罪被害者等による損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する損害賠償命令制度の創設(20 年 12 月 1 日施行) ○刑事裁判手続における犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等(12 月 26 日施行)
	6 月 27 日	「民事訴訟法」の改正	○証人尋問及び当事者尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンク方式の導入の改正(20 年 4 月 1 日施行)
	7 月 11 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(20 年 1 月 11 日施行)	○市町村における基本計画策定の努力義務化 ○配偶者暴力相談支援センター業務の充実 ○保護命令制度拡充 ○禁止行為(電話等によるつきまとい)、暴力の対象(生命に関わる暴言)等拡大
	10 月 1 日	法テラス関連業務	○日弁連委託援助業務開始
2008 年 (平成 20 年)	1 月	「長崎県犯罪被害者等支援計画」策定	
	4 月 18 日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布 (犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改称)(7 月 1 日施行)	○休業損害を考慮した重傷病給付金等の加算 ○重度後遺障害者(障害等級第 1 級から第 3 級までに該当する障害が残った方)に対する障害給付金の引上げ
	4 月 23 日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布(12 月 1 日施行)	○被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度の創設

年月日		できごと	
2008年 (平成20年)	6月18日	少年法の一部を改正する法律公布(12月15日施行)	○被害者等から申し出がある場合、少年審判の傍聴を許可する制度の創設 ○家庭裁判所が被害者等に少年審判の状況を説明する制度の創設 ○閲覧・謄写できる記録の範囲拡大 ○被害者等の申出による意見聴取の対象者拡大
	12月1日	法テラス関連業務	○被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始 ○損害賠償命令等の請求について、民事法律扶助業務で無料法律相談、弁護士費用の立替え開始
	12月10日	NPO 法人長崎被害者支援センターが長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定される	
2009年 (平成21年)	9月11日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(10月1日施行)	○DV事案と認められる親族間犯罪の場合等における特例規定の見直し
2011年 (平成23年)	3月25日	第2次犯罪被害者等基本計画閣議決定	
	3月	「新長崎県犯罪被害者等支援計画」策定	
	7月7日	警察庁において「犯罪被害者支援要綱」を制定	
	7月12日	NPO 法人長崎被害者支援センターが一般社団法人長崎犯罪被害者支援センターとなる	
	7月15日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(7月15日施行)	○障害等級の見直し

年月日		できごと	
2012年 (平成24年)	10月1日	一般社団法人長崎犯罪被害者支援センターが公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターとなる	
	11月15日	公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターが長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定される	
2013年 (平成25年)	6月12日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布（12月1日施行）	○被害者参加旅費等支給制度の開始 ○被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件の緩和
	7月3日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布（26年1月3日施行）	○対象関係（生活本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者を含む）を拡大
		ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布（10月3日施行、一部は7月23日施行）	○連続して電子メールを送信する行為が規制対象となる ○禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大
	12月1日	法テラス関連業務	○被害者参加旅費等支給業務開始 ○被害者参加人のための国選弁護制度及び日弁連委託援助の利用対象者の資力要件の緩和
2014年 (平成26年)	4月1日	法テラス関連業務	○損害賠償命令等の請求について、民事法律扶助業務でカウンセラー同席費用の立替え開始
	6月25日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布（7月15日施行、一部は27年7月15日施行）	



年月日		できごと	
2014年 (平成26年)	10月10日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布 (11月1日施行)	○別居の兄弟姉妹及び児童虐待事案等における支給制限の緩和
2015年 (平成27年)	9月11日	内閣の重要施策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律公布 (28年4月1日施行)	○内閣府が担っている犯罪被害者支援に関する業務を国家公安委員会に移管
2016年 (平成28年)	4月1日	第3次犯罪被害者等基本計画閣議決定	
	4月1日	性暴力被害者支援「サポートながさき」開設	
2017年 (平成29年)	3月	第3次長崎県犯罪被害者等支援計画の策定	
2018年 (平成30年)	3月30日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布 (4月1日施行)	○幼い遺児における遺族給付金の引上げ ○重傷病給付金の給付期間の延長 ○仮給付金の額の制限見直し
		犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布 (4月1日施行)	○親族間犯罪における減額・不支給事由の見直し
2019年 (令和元年)	7月16日	長崎県犯罪被害者等支援条例公布・施行	
	8月2日	長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会を設置	
	8月28日	長崎県犯罪被害者等支援推進会議を設置	

#### 4. 被害回復のプロセス

犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われる(家族を失う)、身体を傷つけられる、金銭等の財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、それに加え、心にも大きな傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。深刻な被害の影響により平穏な生活を回復するまでには長い時間を必要とし、また、時間の経過と共に直面する問題が様々に変化し、必要とされる支援内容も変化していきます。

犯罪被害者等にとっては、今どういった状態で、今後どうなるのか、何をしなければいけないのか、国、県、市町等の行政機関や民間団体等では、どのような支援施策があるのかなど、判らないことが多く、そのことが大きな不安の一つとなっていると思われます。

このような不安を犯罪被害者等の支援を行う側が認識し、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いをいただき、何に苦慮しているかなどを踏まえながら、適切な支援を行う必要があります。

犯罪被害者等が、抱える不安を少しでも解消することができるよう、また、支援する側が、犯罪被害者等の不安を認識した上で、適切な支援が行えるよう、ここでは、被害に遭った直後から平穏な日常生活を営むことができるまでの被害回復のプロセスを例示しました。

被害の状況によっては、すべての支援策が該当するわけではありませんが、どのような時期にどのような支援策があるのか、また、どのような機関で実施されているのかなどについて、次の5つの主な被害について記載しました。

- (1) 生命・身体に被害を受けた場合(殺人等)
- (2) 交通事故による被害を受けた場合(重大事故)
- (3) 性犯罪による被害を受けた場合
- (4) DV被害を受けた場合
- (5) 児童虐待を受けた場合

# 被害回復のプロセス

## (1) 生命・身体に被害を受けた場合(殺人等)

初期 (被害直後の支援)		中期 (安全な生活の確保)		長期 (自立した生活の促進)	
<b>一般的な刑事手続きの流れ</b>					
<b>【警察】</b> 事件発生・告訴 捜査開始 ・現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分 犯人特定 強制捜査 任意捜査 検察送致 身柄移送致 書類送致		<b>【警察・検察庁】</b> 勾留請求 取調べ ・調書作成 ・証拠収集 処分 起訴 不起訴 公判請求 略式命令請求		<b>【裁判所】</b> 冒頭手続 証拠調べ手続 弁論手続 判決	
<b>警察等による支援</b>					
<b>【相談】</b> 警察本部警察安全相談室及び各警察署 警察本部犯罪被害者支援室 ・給付金に関する相談 警察本部生活安全企画課 ・ストーカー・DVに関する相談 警察本部少年サポートセンター ・犯罪の被害を受けた少年の相談 警察本部捜査第一課 ・性犯罪被害に関する相談 警察本部組織犯罪対策課 ・暴力団犯罪に関する相談 (公社)長崎犯罪被害者支援センター ・相談 ・付添い(病院、警察、検察庁、裁判所等) (公財)長崎県暴力追放運動推進センター ・暴力団犯罪に関する相談		<b>【公費支出制度】</b> 診断書料及び死体検案書料 司法解剖遺体搬送費 一時避難場所借上費 ○ハウスクリーニング費 <b>【指定被害者支援要員制度】</b> ○付添い ○捜査資料の作成又は補助 ○相談・関係機関紹介等 <b>【被害者連絡制度】</b> 捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供 訪問・連絡活動 ・地域警察官による防犯指導・パトロール等		<b>【犯罪被害者給付制度】</b> 遺族給付金 重傷病給付金 障害給付金 <b>【被害者等通知制度】</b> 地方検察庁 ・処分・裁判結果、受刑者(加害者) 処遇状況等通知 <b>【被害者支援員制度】</b> 地方検察庁 ・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助 <b>【裁判(被害者参加)】</b> 証言時の遮へい物設置 証言時のビデオリンク方式 意見陳述 優先傍聴 訴訟記録の閲覧・謄写 被害者特定事項の秘匿	
<b>損害賠償請求</b>					
		<b>【相談・弁護士紹介】</b> 日本司法支援センター(法テラス) 長崎県弁護士会 (公社)長崎犯罪被害者支援センター		<b>【弁護士費用等援助】</b> 日本司法支援センター(法テラス) ・被害者参加人のための国選弁護士制度 [刑事手続] ・被害者参加旅費等支給制度[刑事手続] ・日弁連委託援助[刑事手続・行政手続] ・民事法律扶助[民事手続]	
<b>経済的支援</b>					
<b>【貸付】</b> 福祉事務所 ・母子父子寡婦福祉資金 社会福祉協議会 ・生活福祉資金 ○(公社)全国被害者支援ネットワーク ・被害者緊急支援金		<b>【生活保護】</b> 福祉事務所 <b>【支援金】</b> ○(公社)犯罪被害者支援基金		<b>【各種手当】</b> 市町担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・死亡一時金	
<b>生活基盤の確保</b>					
<b>【公営住宅の一時使用】</b> 県 ○市町		<b>【保護施設】</b> 婦人相談所(長崎こども・女性・障害者支援センター) ・婦人保護施設 福祉事務所 ・母子生活支援施設		<b>【公営住宅への優先入居】</b> 県 ○市町 <b>【職業訓練】</b> 長崎高等技術専門学校 佐世保高等技術専門学校 <b>【職業相談】</b> 長崎県総合就業支援センター フレッシュワーク(長崎、佐世保、大村、五島) 再就職支援センター佐世保 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター	
<b>精神的ケア等</b>					
<b>【カウンセリング】</b> 警察本部犯罪被害者支援室 こども・女性・障害者支援センター(長崎、佐世保) 学校(スクールカウンセラー) (公社)長崎犯罪被害者支援センター 【相談】 ○保健所		<b>【医療機関等情報提供】</b> 救急医療情報システム		<b>【自助グループ】</b> 民間団体	

注:それぞれの支援により、要件等が異なりますので、適用については窓口にご確認ください。

(2) 交通事故による被害を受けた場合(重大事故)

初期	中期	長期
(被害直後の支援)	(損害の回復)	(自立した生活の促進)
<b>一般的な刑事手続きの流れ</b>		
<p>【警察】</p> <p>事件発生</p> <p>捜査開始 ・現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>犯人特定 強制捜査 任意捜査</p> <p>検察送致 身柄付送致 書類送致</p>	<p>【警察・検察庁】</p> <p>勾留請求</p> <p>取調べ ・調書作成 ・証拠収集</p> <p>処分 起訴 不起訴</p> <p>公判請求 略式命令請求</p>	<p>【裁判所】</p> <p>冒頭手続</p> <p>証拠調べ手続</p> <p>弁論手続</p> <p>判決</p>
<b>警察等による支援</b>		
<p>【相談】</p> <p>警察本部警察安全相談室 警察本部交通指導課又は各警察署</p> <p>(公社)長崎犯罪被害者支援センター ・相談 ・付添い(病院、警察、検察庁、裁判所等)</p> <p>【指定被害者支援要員制度】</p> <p>○付添い ○捜査資料の作成又は補助 ○相談・関係機関紹介等</p>	<p>【公費支出制度】</p> <p>司法解剖遺体搬送費</p> <p>【被害者連絡制度】</p> <p>捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供 訪問・連絡活動 ・地域警察官による防犯指導・パトロール等</p> <p>【被害者等通知制度】</p> <p>地方検察庁 ・処分・裁判結果、受刑者(加害者)処遇状況等通知</p> <p>【被害者支援員制度】</p> <p>地方検察庁 ・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助</p> <p>【加害者の運転免許の行政処分】</p> <p>加害者に対する意見徴収期日 行政処分結果等の情報提供</p> <p>【裁判(被害者参加)】</p> <p>証言時の遮へい物設置 証言時のビデオリンク方式 意見陳述 優先傍聴 訴訟記録の閲覧・謄写 被害者特定事項の秘匿</p> <p>【意見等聴取制度】</p> <p>【心情等伝達制度】</p> <p>【加害者に関する情報の通知】</p> <p>【相談・支援】</p> <p>保護観察所</p>	
<b>損害賠償請求</b>		
	<p>【相談】</p> <p>長崎県交通事故相談所 長崎自動車保険請求センター (公財)交通事故紛争処理センター福岡支部 日弁連交通事故相談センター長崎県支部(長崎県弁護士会) (一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 日本司法支援センター(法テラス) (公社)長崎犯罪被害者支援センター</p>	
<b>経済的支援</b>		
<p>【越年資金、進学等支度費、緊急時見舞金支給】</p> <p>○(公財)交通遺児等育成基金</p> <p>【貸付】</p> <p>福祉事務所 ・母子父子寡婦福祉資金 社会福祉協議会 ・生活福祉資金</p>	<p>【貸付】</p> <p>独立行政法人自動車事故対策機構 ・重度後遺障害介護料給付 ・入院・入所費用助成 ・交通遺児等生活資金貸付 (公財)交通遺児等育成基金 (公財)交通遺児育英会 ・奨学金貸与</p> <p>【生活保護】</p> <p>福祉事務所</p>	<p>【助成】</p> <p>一般財団法人道路厚生会 ・修学資金援助</p> <p>【立替等】</p> <p>日本司法支援センター(法テラス) ・無料法律相談 ・裁判代理費用、書類作成費用</p> <p>【各種手当】</p> <p>市町担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・死亡一時金</p>
<b>生活基盤の確保</b>		
	<p>【母子生活支援施設】</p> <p>福祉事務所</p>	<p>【公営住宅への優先入居】</p> <p>県 ○市町</p> <p>【職業訓練】</p> <p>長崎高等技術専門学校 佐世保高等技術専門学校</p> <p>【職業相談】</p> <p>長崎県総合就業支援センター フレッシュワーク(長崎、佐世保、大村、五島) 再就職支援センター佐世保 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター</p>
<b>精神的ケア等</b>		
<p>【カウンセリング】</p> <p>警察本部犯罪被害者支援室 警察本部少年サポートセンター こども・女性・障害者支援センター(長崎、佐世保) (公社)長崎犯罪被害者支援センター</p> <p>【医療機関等情報提供】</p> <p>救急医療情報システム</p>	<p>【自助グループ】</p> <p>民間団体</p>	

注:それぞれの支援により、要件等が異なりますので、適用については窓口にご確認ください。

(3) 性犯罪による被害を受けた場合

初期	中期	長期
(身体の安全確保)	(生活の確保)	(自立した生活の促進)
<b>一般的な刑事手続きの流れ</b>		
<p>【警察】</p> <p>事件発生・告訴    捜査開始 ・現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>犯人特定 強制捜査 任意捜査</p> <p>検察送致 身柄付送致 書類送致</p>	<p>【警察・検察庁】</p> <p>勾留請求</p> <p>取調べ ・調書作成 ・証拠収集</p> <p>処分 起訴 不起訴</p> <p>公判請求 略式命令請求</p>	<p>【裁判所】</p> <p>冒頭手続    証拠調べ手続    弁論手続    判決</p>
<b>警察等による支援</b>		
<p>【相談】</p> <p>警察本部警察安全相談室及び各警察署 ○警察本部捜査第一課</p> <p>(公社)長崎犯罪被害者支援センター 「性暴力被害者支援『サポートながさき』」 こども・女性・障害者支援センター(長崎・佐世保) 民間団体</p>	<p>【公費支出制度】</p> <p>初診料、検査費等 診断書料及び死体検案書料 一時避難場所借上費 ○医療、法律相談、カウンセリング費用</p> <p>【指定被害者支援要員制度】</p> <p>○付添い ○捜査資料の作成又は補助 ○相談・関係機関紹介等</p> <p>【被害者連絡制度】</p> <p>捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供 訪問・連絡活動 ・地域警察官による防犯指導・パトロール等</p>	<p>【犯罪被害給付制度】</p> <p>遺族給付金 重傷病給付金 障害給付金</p> <p>【被害者等通知制度】</p> <p>地方検察庁 ・処分・裁判結果、受刑者(加害者) 処遇状況等通知</p> <p>【被害者支援員制度】</p> <p>地方検察庁 ・法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助</p> <p><b>損害賠償請求</b></p> <p>【相談・弁護士紹介】 弁護士会 日本司法支援センター(法テラス)</p> <p>【裁判(被害者参加)】</p> <p>証言時の遮へい物設置 証言時のビデオリンク方式 意見陳述 優先傍聴 訴訟記録の閲覧・謄写 被害者特定事項の秘匿</p> <p>【意見等聴取制度】 【心情等伝達制度】 【加害者に関する情報の通知】 【相談・支援】 保護観察所</p>
<b>経済的支援</b>		
<p>【貸付】</p> <p>民生委員・社会福祉協議会 ・生活福祉資金 ○(公社)全国被害者支援ネットワーク ・被害者緊急支援金</p>	<p>【生活保護】</p> <p>福祉事務所</p>	
<b>生活基盤の確保</b>		
<p>【一時保護】</p> <p>婦人相談所(長崎こども・女性・障害者支援センター)</p> <p>【公営住宅の一時使用】</p> <p>県 ○市町</p>	<p>【居住場所】</p> <p>婦人相談所(長崎こども・女性・障害者支援センター) ・婦人保護施設 民間団体 ・民間シェルター 福祉事務所 ・母子生活支援施設</p>	<p>【公営住宅への優先入居】</p> <p>県 ○市町</p> <p>【職業訓練】</p> <p>長崎高等技術専門学校 佐世保高等技術専門学校</p> <p>【職業相談】</p> <p>長崎県総合就業支援センター フレッシュワーク(長崎、佐世保、大村、五島) 再就職支援センター佐世保 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター</p>
<b>精神的ケア等</b>		
<p>【カウンセリング】</p> <p>警察本部犯罪被害者支援室 性暴力被害者支援「サポートながさき」 こども・女性・障害者支援センター(長崎、佐世保) 民間団体</p>	<p>【医療機関等情報提供】</p> <p>救急医療情報システム</p> <p>【相談】</p> <p>保健所 民間団体</p>	<p>【自助グループ】</p> <p>民間団体</p>

注:それぞれの支援により、要件等が異なりますので、適用については窓口にご確認ください。

(4) DV被害を受けた場合

初期	中期	長期
(身体の安全確保)	(安全な生活の確保)	(自立した生活の促進)
<b>暴力に関する相談</b>		
【相談】 配偶者暴力相談支援センター (こども・女性・障害者支援センター (長崎・佐世保))  警察 福祉事務所 保健所 民間団体 人権擁護機関 市町		
<b>警察等による支援</b>		
【緊急避難】 【ストーカー規制法に基づく警告等】 【逮捕、告訴、パトロール】 警察  【保護命令申立に対する支援】 配偶者暴力相談支援センター (こども・女性・障害者支援センター (長崎・佐世保)) 警察	【公費支出制度】 一時避難場所借上費  【保護命令・仮処分申立】 地方裁判所  【事件処分通知、受刑者(加害者)の処遇 状況等通知】 地方検察庁	【保護命令違反の場合の捜査】 警察
<b>加害者からの保護</b>		
【一時保護】 婦人相談所 (長崎こども・女性・障害者支援センター) 民間団体(民間シェルター等)		
<b>生活基盤の確保</b>		
【公営住宅の一時使用】 ○県 ○市町	【保護施設】 婦人相談所 (長崎こども・女性・障害者支援センター) ・婦人保護施設、ステップハウス 民間団体 ・民間シェルター  福祉事務所 ・母子生活支援施設	【公営住宅への優先入居】 ○県 ○市町  【職業訓練】 長崎高等技術専門学校 佐世保高等技術専門学校  【職業相談】 長崎県総合就業支援センター フレッシュワーク(長崎、佐世保、大村、五島) 再就職支援センター佐世保 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター
<b>経済的支援</b>		
	【貸付】 福祉事務所 ・母子父子寡婦福祉資金 社会福祉協議会 ・生活福祉資金	【生活保護】 福祉事務所  【各種手当】 市町担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当
<b>離婚請求</b>		
	【相談・弁護士紹介】 弁護士会 日本司法支援センター(法テラス)  【弁護士費用等立替】 日本司法支援センター(法テラス)  【離婚調停申立】 家庭裁判所	【裁判】 簡易裁判所、地方裁判所
<b>精神的ケア等</b>		
【カウンセリング】 配偶者暴力相談支援センター (長崎こども・女性・障害者支援センター) ○民間団体	【医療機関等情報提供】 救急医療情報システム  【相談】 ○保健所 民間団体	【自助グループ】 民間団体

注:それぞれの支援により、要件等が異なりますので、適用については窓口にご確認ください。



(5) 児童虐待を受けた場合

初期	中期	長期
<b>(身体の安全確保)</b>	<b>(心身の回復)</b>	<b>(家庭復帰促進、自立支援)</b>
<b>虐待に対する相談</b>		
【相談】 こども・女性・障害者支援センター (長崎、佐世保) 児童家庭支援センター 県福祉事務所(家庭児童相談室) 市町 警察 保健所 民生委員・児童委員 民間団体	【医療費公費負担】 一時保護入所児童 児童養護施設等入所児童 里親等養育児童	
<b>児童の保護</b>		
【所内保護】 【児童養護施設等一時保護委託】 こども・女性・障害者支援センター(長崎、佐世保)	【施設養護】 乳児院 児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 福祉型障害児入所施設	【家庭的養護】 里親 ファミリーホーム
<b>精神的ケア等</b>		
【カウンセリング】 こども・女性・障害者支援センター (長崎、佐世保) 警察 学校(スクールカウンセラー)	【個別療法】 一時保護所 【医療機関等情報提供】 救急医療情報システム	【施設養護】 乳児院 児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 福祉型障害児入所施設
<b>保護者への支援</b>		
【児童福祉司指導(カウンセリング・ペアレントトレーニング等)】 【継続指導】 【身体障害相談】 【助言指導】 こども・女性・障害者支援センター(長崎、佐世保)	【児童福祉司指導(カウンセリング・ペアレントトレーニング等)】 【継続指導】 こども・女性・障害者支援センター(長崎、佐世保)	

注:それぞれの支援により、要件等が異なりますので、適用については窓口にご確認ください。

## 5. 相談機関一覧

令和元年6月現在

相談内容	名称	所在地	電話	受付時間等	備考
総合窓口	交通・地域安全課	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-895-2316	月～金 9:00～17:45	
消費生活に関する相談	食品安全・消費生活課 (消費生活センター)	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-824-0999	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	
家庭・職場などにおける悩みに関する相談	男女共同参画推進センターきりあ	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	一般相談 095-822-4730 男性相談 095-825-9622	一般相談 月～金 9:00～17:00 男性相談 第2・第4水曜18:00～21:00	
NPO・ボランティアに関する相談	県民協働課	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-895-2314	月～金 9:00～17:45	
	県民ボランティア活動支援センター	長崎市出島町2-11 出島交流会館5階	095-827-4258	火～金 9:00～22:00 土・日・祝 9:00～17:00	月曜日は休館
人権に関する相談	人権教育啓発センター	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-826-5115	毎日 9:00～17:00	
交通事故に関する相談	県交通事故相談所	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟2階	095-824-1111 (内線:3776～3777)	月～金 9:00～16:00	
子どもに関する相談	長崎こども・女性・障害者支援センター (児童相談所)	長崎市橋口町10-22	095-844-6166	月～金 9:00～17:45 土・日 9:00～17:00	虐待通告は24時間 (年中無休)
	佐世保こども・女性・障害者支援センター (児童相談所)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080	月～金 9:00～17:45 土・日 9:00～17:00	虐待通告は24時間 (年中無休)
性暴力被害に関する相談	性暴力被害者支援「サポートながさき」	長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階	095-895-8856	月～金 9:30～17:00	
女性に関する相談 (暴力による被害等)	長崎こども・女性・障害者支援センター (婦人相談所)	長崎市橋口町10-22	095-846-0560	月～金 9:00～17:45	緊急対応は24時間 (年中無休)
	長崎こども・女性・障害者支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	長崎市橋口町10-22	095-846-0565	月～金 9:00～17:45	緊急対応は24時間 (年中無休)
	佐世保こども・女性・障害者支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5125	月～金 9:00～17:45	緊急対応は24時間 (年中無休)
障害のある方に関する相談 (身体障害)	長崎こども・女性・障害者支援センター (身体障害者更生相談所)	長崎市橋口町10-22	095-846-8905	月～金 9:00～17:45	
	佐世保こども・女性・障害者支援センター (身体障害者更生相談所)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5272	月～金 9:00～17:45	
障害のある方に関する相談 (知的障害)	長崎こども・女性・障害者支援センター (知的障害者更生相談所)	長崎市橋口町10-22	095-844-6250	月～金 9:00～17:45	
	佐世保こども・女性・障害者支援センター (知的障害者更生相談所)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5272	月～金 9:00～17:45	
障害のある方に関する相談 (精神障害)	長崎こども・女性・障害者支援センター (精神保健福祉センター)	長崎市橋口町10-22	095-846-5115	月～金 9:00～17:45	
こころの健康相談	長崎こども・女性・障害者支援センター (障害者支援部精神保健福祉課)	長崎市橋口町10-22	095-846-5115	月～金 9:00～17:45	
子ども・家庭110番 (子育て悩み相談)	長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22	095-844-1117	毎日 9:00～20:00	
こころの電話 (こころの悩み相談)	長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22	095-847-7867	月～金 9:00～12:00 13:00～15:15	
テレホン児童相談室 (子どもに関する悩み相談)	佐世保こども・女性・障害者支援センター	佐世保市万徳町10-3	0956-23-1117	月～金 9:00～17:00	対応地区:佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵郡、北松浦郡
24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)	県教育センター・長崎県教育委員会	大村市玖島1-24-2	0120-0-78310	24時間	
県営住宅の入居に関する相談	県住宅課	長崎市尾上町3-1	095-894-3102	月～金 9:00～17:45	
ストーカー、DV等の被害による県営住宅の一時使用、優先入居に関する相談	長崎こども・女性・障害者支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	長崎市橋口町10-22	095-846-0565	月～金 9:00～17:45	
	佐世保こども・女性・障害者支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5125	月～金 9:00～17:45	
労働問題に関する相談	長崎労働相談情報センター	長崎市尾上町3-1 (長崎県庁雇用労働政策課内)	0120-783-258 0120-783-369	月～金 9:00～17:00	
	佐世保労働相談情報センター	佐世保市木場田町3-25 (県北振興局4階労働相談室)	電話は全て長崎労働相談情報センターで対応します	水 10:00～17:00	

祝日、休日は除く



相談内容	名称	所在地	電話	受付時間等	備考
就職相談	長崎県総合就業支援センター	長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階・3階	095-842-5424	月～金 10:00～18:00	
	フレッシュワーク長崎	佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル6階	095-843-6640	月・火・木・金 10:00～18:30 水 10:00～20:00 第2・第4土曜日 10:00～18:00	
	フレッシュワーク佐世保	佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル6階	0956-24-7431	月・火・木・金 10:00～18:00 水 10:00～20:00 第2・第4土曜日 10:00～18:00	
	フレッシュワーク大村	大村市本町462-1 ファッションビル三原1階	095-843-6640 (カウンセリング予約専用)	月、木、金 9:30～17:30	
	フレッシュワーク五島	五島市福江町7-3 (ハローワーク五島内)	095-843-6640 (カウンセリング予約専用)	水 9:30～15:00	
	再就職支援センター佐世保	佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル6階	0956-24-1090	月～金 10:00～18:00	
	長崎県ひとり親家庭等自立促進センター	長崎市川口町13-1(長崎西洋館2階長崎県総合就業支援センター内)	095-813-0800	月～金 10:00～18:00	
新規就労、転職に伴う技術習得に関する相談	長崎高等技術専門学校	佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル6階	095-887-5671	月～金 8:45～17:30	
	佐世保高等技術専門学校	北松浦郡佐々町小浦免 1572-26	0956-62-4151	月～金 8:45～17:30	
生活保護等に関する相談	居住地の市福祉事務所、町役場 (または県福祉事務所)				
(西彼杵郡管内)	西彼福祉事務所	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター1階	095-846-8955	月～金 9:00～17:45	
(東彼杵郡・北松浦郡管内)	東彼・北松福祉事務所	佐世保市天満町1-27 県北振興局天満庁舎5階	0956-22-3211	月～金 9:00～17:45	
(南松浦郡管内)	上五島福祉事務所	南松浦郡新上五島町浦桑郷 348-1	0959-54-2131	月～金 9:00～17:45	
医療相談	長崎市、佐世保市は各市保健所 他市町は県立保健所				
(県内)	長崎県医療安全相談センター (県医療政策課内)	長崎市尾上町3-1	095-828-2252	月～金 9:00～17:45	
(西海市・西彼杵郡)	西彼地域医療安全相談センター (西彼保健所内)	長崎市滑石1-9-5	095-856-0691	月～金 9:00～17:45	
(諫早市・大村市・東彼杵郡)	県央地域医療安全相談センター (県央保健所内)	諫早市栄田町26-49	0957-26-3304	月～金 9:00～17:45	
(島原市・雲仙市・南島原市)	県南地域医療安全相談センター (県南保健所内)	島原市新田町347-9	0957-62-3287	月～金 9:00～17:45	
(平戸市・松浦市・佐々町)	県北地域医療安全相談センター (県北保健所内)	平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933	月～金 9:00～17:45	
(五島市)	五島地域医療安全相談センター (五島保健所内)	五島市福江町7-2	0959-72-3125	月～金 9:00～17:45	
(小値賀町・新上五島町)	上五島地域医療安全相談センター (上五島保健所内)	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121	月～金 9:00～17:45	
(壱岐市)	壱岐地域医療安全相談センター (壱岐保健所内)	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260	月～金 9:00～17:45	
(対馬市)	対馬地域医療安全相談センター (対馬保健所内)	対馬市厳原町宮谷224	0920-52-0166	月～金 9:00～17:45	
犯罪被害に関する各種相談	警察本部広報相談課犯罪被害者支援室	長崎市尾上町3-3	095-820-0110 (内線)2202～2204	月～金 9:00～17:45	
	公益社団法人長崎被害者支援センター	長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階	095-820-4977	月～金 9:30～17:00	
各種法律相談の窓口	日本司法支援センター長崎地方事務所 (法テラス長崎)	長崎市栄町1-25	050-3383-5515	月～金 9:00～17:00	
	法テラス佐世保	佐世保市島瀬町4-19 パードハウジングビル402	050-3383-5516	月～金 9:00～17:00	
	法テラス雲仙	雲仙市小浜町北本町14 雲仙市小浜総合支所3階	050-3383-5324	月～金 9:00～17:00	
	法テラス五島	五島市池田町2-20	050-3383-0516	月～金 9:00～17:00	
	法テラス対馬	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3階	050-3383-0517	月～金 9:00～17:00	
	法テラス壱岐	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3階	050-3383-5517	月～金 9:00～17:00	
	法テラス平戸	平戸市築地町510 森貸事務所1階	050-3383-0468	月～金 9:00～17:00	

祝日、休日は除く